明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委三）　一
〔告　示〕
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委三〇）　四
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二〇一～二〇三）　六
○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働二七一）　三
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件の一部を改正する告示（原子力規制委三）　三
○自動車専用道路に関する件（関東地方整備局二八九）　三
○道路に関する件（同二九〇、二九一）　三
○都市計画に関する件（近畿地方整備局一二〇）　三
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一二一）　三
○都市計画に関する件（中国地方整備局一二一）　三
○道路に関する件（北海道開発局九三、九四）　三
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の代表者の氏名等を変更した件（同九五）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、本州四国連絡高速道路株式会社平成二十五事業年度決算等、地方職員共済組合団体共済部に係る平成二十五年度決算の要旨・役員の異動、型式住宅部分等製造者の認証関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

規　則

○原子力規制委員会規則第三号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）を実施するため、国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年六月二十七日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則

国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条の二の八」を「第四条の二の十」に、「第九条」を「第十一条」に改める。

本則中「あつて」を「あって」に、「バツチ」を「バッチ」に、「従つて」を「従って」に、「そう入」を「挿入」に、「しや断」を「遮断」に、「もつて」を「もって」に、「採つた」を「採った」に、「よつて」を「よって」に、「当たつて」を「当たって」に、「行つて」を「行って」に、「なつた」を「なった」に、「行つた」を「行った」に、「代わつて」を「代わって」に改める。

第一条中「省令」を「規則」に改め、同条第十号中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第十六号中「イ又はロ」を「イ、ロ又はハ」に改め、同号イ中「（廃棄物管理事業を行う者に限る。）」を削り、同号ロの次に次のように加える。

ハ　原子力利用国際規制物資使用者（国際規制物資使用者（旧国際規制物資使用者）第二条第一項を除き、以下同じ。）のうち、追加議定書第十八条に規定する核燃料サイクル関連の研究開発活動において核燃料物質を使用する者をいう。以下同じ。）　核燃料物質計量管理区域を含む建物の区域（核燃料物質管理区域を含む建物の区域に隣接し又は近接した場所において国際特定活動に係る施設その他の使用施設等と密接な関連を有する施設が設置されている場合にあっては、当該施設の区域を含むものとする。）

第一条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第一条の二中「核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（昭和五十二年条約第十三号）」を「保障措置協定」に改める。

第二条第二項中「添附」を「添付」に改める。

第四条第一項中「（国際規制物資使用者（旧国際規制物資使用者等を含む。以下同じ。）のうち、追加議定書第十八条に規定する核燃料サイクル関連の研究開発活動において核燃料物質を使用する者をいう。以下同じ。）」を削り、同項の表中「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者」に改め、同条中第三項から第八項までの規定中「原子炉設置者の項」を「試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項」に改める。

第四条の二第一項中「上覧」を「記録事項の欄」に、「中欄」を「の記録すべき場合の欄」に改める。

第四条の二の三第一項中「第四条の二の九」に、「原子炉設置者」を「試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者」に改め、同条第三項中「保障措置検査」の上に「第一項の」を加え、同条第四項中「試験研究の用に供する原子炉施設」を「試験研究用等原子炉施設」に改める。

第四条の二の四第一項中「場合には、」の下に「当該加工施設の核燃料物質計量管理区域において、」を加え、同条第二項中「場合には、」の下に「当該使用施設等の核燃料物質計量管理区域において、」を加え、同条第三項第二号中「なつて」を「なって」に改める。

第四条の二の五第一項中「及び原子炉設置者」を「、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者」に改め、「同時に」の下に「、原子力規制委員会の指定する核燃料物質計量管理区域において」を加える。